

官報

号外 平成十六年十一月十一日

○第百六十一回 衆議院會議録 第十号

平成十六年十一月十一日(木曜日)

議事日程 第八号

平成十六年十一月十一日

午後一時開議

- 第一 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出)
- 第四 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第五 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出)
- 第六 児童福祉法の一部を改正する法律案(第百五十九回国会、内閣提出)
- 第七 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出)
- 日程第四 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出)
- 日程第六 児童福祉法の一部を改正する法律案(第百五十九回国会、内閣提出)
- 日程第七 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(内閣提出)
- 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第二、障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長美川幸夫君。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

(実川幸夫君登壇)

○実川幸夫君 たいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、両案の要旨について申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、審議会等の常勤委員等について俸給月額を引き下げを行うとともに、特別職の職員の給与体系を見直し、一部のクラスの俸給月額を廃止すること等を行うものであるとあります。

次に、障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、障害補償に係る手指及び眼の障害の等級を改定するとともに、用語の整理を行うものであるとあります。

両案は、去る十一月四日日本委員会に付託され、同日麻生総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。同月九日両案について質疑を行い、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 民間事業者等が行う書面の保存等
における情報通信の技術の利用に関する法
律案(内閣提出)

日程第四 民間事業者等が行う書面の保存等
における情報通信の技術の利用に関する法
律の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、民間事業者等
が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する法律案、日程第四、民間事業者等
が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律案、右両案を一括して議題といた
します。委員長の報告を求めます。内閣委員長
松下忠洋君。

民間事業者等が行う書面の保存等における情
報通信の技術の利用に関する法律案及び同報告
書

民間事業者等が行う書面の保存等における情
報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告
書
(本号末尾に掲載)

(松下忠洋君登壇)

○松下忠洋君 たいま議題となりました両法律
案につきまして、内閣委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

両案は、法令の規定により民間事業者等が行
う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を
利用する方法その他の情報通信の技術を利用する

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する特別措置法案(内閣提出)
反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出)
児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

より行うことができるようにするための共通する
事項を定めることにより、当該方法による情報
処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係
る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を
図り、あわせて、関連法律の規定の整備等をし
ようとするものであります。

両案は、去る十一月四日日本委員会に付託さ
れ、翌五日棚橋国務大臣から提案理由の説明を
聴取いたしました。昨日質疑を行い、採決いた
したところ、両案は全会一致をもって原案のと
おり可決すべきものと決した次第であります。
なお、両案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いた
します。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま
す。両案は委員長報告のとおり決するに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めま
す。よって、両案とも委員長報告のとおり可決
いたしました。

日程第五 アメリカ合衆国の千九百十六年の
反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務
等に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、アメリカ合
衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受
けた利益の返還義務等に関する特別措置法案を
議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長河上
暉雄君。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売
法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特
別措置法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○河上暉雄君 たいま議題となりました法律案
につきまして、経済産業委員会における審査の
経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反
不当廉売法に基づく確定判決によって利益を受け、
そのために本邦法人等に損失を及ぼした者の返
還義務等を定めるとともに、同法に基づく確定
判決は効力を有しないものとする等の措置を講
ずるものであります。

本委員会においては、去る十一月五日中川経
済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、
昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採
決を行った結果、本案は全会一致をもって原
案のとおり可決すべきものと議決いたしました。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案
は委員長報告のとおり決するに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いた
しました。

日程第六 児童福祉法の一部を改正する法律
案(第百五十九回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、児童福祉
法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。厚生労働委員長
鴨下一郎君。

児童福祉法の一部を改正する法律案及び同
報告書
(本号末尾に掲載)

○鴨下一郎君 たいま議題となりました児童
福祉法の一部を改正する法律案について、厚
生労働委員会における審査の経過及び結果
を御報告申し上げます。

本案は、次世代育成支援対策を推進するた
め、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう
児童相談に関する体制の充実等を図るもので
あり、その主な内容は次のとおりであります。
第一に、児童相談に関する市町村、都道府
県及び児童相談所の業務に関する規定を整備
すること、

第二に、乳児院及び児童養護施設の入所児
童の年齢要件を見直すとともに、里親の権限
の明確化を図ること、
第三に、家庭裁判所の承認を得て行う児童
福祉施設への入所措置を有期限化するととも
に、児童

相談所による保護者に対する指導措置について家庭裁判所が関与する仕組みを導入すること、
第四に、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設すること
等であります。

本案は、第百五十九回国会に提出され、去る三月三十一日日本委員会に付託されましたが、継続審査となつていたものであります。

今国会におきまして、去る十一月二日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、五日質疑に入り、昨十日に質疑を終了いたしました。

質疑終了後、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合より、本案による事務を適切に行うための市町村における体制整備等の措置、児童福祉施設への入所措置の更新について、当該児童の保護者に対する指導措置の効果等に照らして判断する旨を加えること及び施行期日についての修正案が、日本共産党から、慢性疾患にかかっている児童に対する医療給付の対象者等に関する修正案がそれぞれ提出され、日本共産党提出の修正案について内閣の意見を聴取いたしました。

次いで、原案及び両修正案について採決を行い、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第でございます。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成十六年十一月十一日 衆議院会議録第十号

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第七 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第七、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部科学委員長齊藤鉄夫君。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○齊藤鉄夫君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉の開発等を行い、もつて人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

第二に、機構に、役員として、理事長及び監事二人を置くこととする。副理事長一人及び理事七人以内を置くことができるものとする。

第三に、機構は、業務として、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務並びに原子力に関する研究者及び技術者の養成等を行うものとする。

第四に、主務大臣は、中期目標を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ原子力委員会の意見を聞かなければならないものとする。

などであります。
本案は、十一月四日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌五日中山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○榎山弘志君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
議院運営委員長提出、国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 榎山弘志君の動議に御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

○議長(河野洋平君) 国立国会図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長川崎二郎君。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○川崎二郎君 たいだいま議題となりました国立国会図書館法の一部を改正する法律案につきま

て、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、従来、国や地方公共団体の仕事とされてきた事務が独立行政法人、地方独立行政法人等に移っていることから、これらの法人や一定の特殊法人等が、国、地方公共団体と同様に、その出版物を国立国会図書館に納入する制度を設けようとするものであります。

本法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

出席国務大臣

- 総務大臣 麻生 太郎君
- 文部科学大臣 中山 成彬君
- 厚生労働大臣 尾辻 秀久君
- 経済産業大臣 中川 昭一君
- 国務大臣 棚橋 泰文君

○議長(河野洋平君)の報告

(通知書受領)

一、昨日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働組合法の一部を改正する法律

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

- 塩川 鉄也君
- 吉井 英勝君

補欠

- 吉井 英勝君
- 塩川 鉄也君

法務委員

辞任

- 大前 繁雄君
- 笹川 堯君
- 河村たかし君
- 仙谷 由人君
- 坂本 哲志君
- 津島 恭一君
- 楠田 大蔵君
- 前田 雄吉君
- 前田 雄吉君

補欠

- 坂本 哲志君
- 津島 恭一君
- 前田 雄吉君
- 楠田 大蔵君
- 大前 繁雄君
- 笹川 堯君
- 仙谷 由人君
- 河村たかし君

財務金融委員

辞任

- 田中 和徳君

補欠

- 山際大志郎君

国土交通委員

辞任

- 菅原 一秀君
- 高木 毅君
- 武田 良太君
- 寺田 稔君
- 二階 俊博君
- 和田 隆志君
- 佐藤 茂樹君
- 谷本 龍哉君
- 宇野 治君
- 福井 照君
- 赤松 正雄君
- 井上 信治君
- 江崎洋一郎君
- 吉野 正芳君
- 泉 健太君

補欠

- 井上 信治君
- 谷本 龍哉君
- 宇野 治君
- 福井 照君
- 江崎洋一郎君
- 泉 健太君
- 赤松 正雄君
- 吉野 正芳君
- 武田 良太君
- 寺田 稔君
- 佐藤 茂樹君
- 菅原 一秀君
- 二階 俊博君
- 高木 毅君
- 和田 隆志君

環境委員

辞任

- 土井たか子君
- 東門美津子君

補欠

- 東門美津子君
- 土井たか子君

議院運営委員

辞任

- 谷川 弥一君
- 中山 泰秀君
- 古川 禎久君
- 中川 治君

補欠

- 宮下 一郎君
- 鈴木 淳司君
- 城内 実君
- 奥村 展三君

財務金融委員

辞任

- 小野 晋也君
- 高木 毅君

補欠

- 高木 毅君
- 小野 晋也君

三日月大造君

寺田 学君

榎田 恵二君

佐々木憲昭君

城内 実君

古川 禎久君

鈴木 淳司君

中山 泰秀君

宮下 一郎君

谷川 弥一君

奥村 展三君

中川 治君

寺田 学君

三日月大造君

榎田 恵二君

江渡 聡徳君

北川 知克君

佐藤 剛男君

大前 繁雄君

北川 知克君

伊藤信太郎君

江渡 聡徳君

大前 繁雄君

佐藤 剛男君

笹川 堯君

小泉 龍司君

松島みどり君

福井 照君

河村たかし君

松崎 哲久君

福井 照君

楠田 大蔵君

谷本 龍哉君

中村 哲治君

谷本 龍哉君

松島みどり君

河村たかし君

(議案通知書受領)

一、昨日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
労働組合法の一部を改正する法律案(第五百十九回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
精神障害者の社会的入院削減に関する質問主意書(山井和則君提出)

立法行為に関する再質問主意書(山井和則君提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十一号を第七十五号とし、第三十号を第七十四号とし、同条第二十九号中「第十五号」を「第四十二号」に改め、同条第七十三号とし、同条中第二十四号から第二十八号までを削り、第二十三号を第七十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

七十二 日本学術会議会員

第一条中第二十号から第二十二号までを削り、第十九号の十二を第六十号とし、同条の次に次の十号を加える。

六十一 電波監理審議会委員

六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員

六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員

六十四 労働保険審査会の非常勤の委員

六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員

六十六 運輸審議会の非常勤の委員

六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員

六十八 航空・鉄道事故調査委員会の非常勤の委員

六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

七十 中央選挙管理会の委員

第一条中第十九号の十一を第五十九号とし、第十九号の十を第五十八号とし、第十九号の九

を第五十六号とし、同条の次に次の一号を加える。

五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

第一条中第十九号の八を第五十五号とし、第十九号の三から第十九号の七までを削り、第十九号の二を第五十四号とし、第十九号の二を第五十三号とし、第十九号の二を第五十二号とし、第十八号の二から第十九号までを削り、第十八号を第五十一号とし、第十七号の三を第四十七号とし、同条の次に次の三号を加える。

四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

第一条中第十七号の二を第四十六号とし、第十七号を第四十五号とし、第十六号の二を第四十四号とし、第十六号を第四十三号とし、第十五号を第四十二号とし、第十四号を第三十八号とし、同条の次に次の三号を加える。

三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員

四十 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員

四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

第一条中第十三号の六を削り、第十三号の五の六を第三十三号とし、同条の次に次の四号を加える。

三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員

三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員

三十六 労働保険審査会の常勤の委員

三十七 社会保険審査会委員

第一条第十三号の五の五を同条第三十二号とし、同条第十三号の五の四中「会長及び」を削り、同条を同条第三十号とし、同条の次に次の一号を加える。

三十一 地方財政審議会委員

第一条第十三号の五の三中「の委員長及び」を削り、同条を同条第二十九号とし、同条第十三号の五の二を第二十八号とし、第十三号の三から第十三号の五までを削り、第十三号の二を第二十七号とし、同条第十三号の二の二中「委員長及び」を削り、同条を同条第二十六号とし、同条第十三号の二を第二十五号とし、第十二号から第十三号までを削り、第十一号を第十五号とし、同条の次に次の九号を加える。

十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員

十七 総合科学技術会議の常勤の議員

十八 原子力委員会委員長

十九 証券取引等監視委員会委員長

二十 公認会計士・監査審査会会長

二十一 中央更生保護審査会委員長

二十二 宇宙開発委員会委員長

二十三 社会保険審査会委員長

二十四 航空・鉄道事故調査委員会委員長

第一条中第十号の三を削り、第十号の二を第十二号とし、同条の次に次の二号を加える。

十三 公正取引委員会の委員長及び委員

十四 国家公安委員会委員

第一条中第九号及び第十号を削り、第八号を

第十一号とし、第七号の二を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の二を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。
 第二条中「第十六号の二」を「第四十四号」に改める。
 第三条第二項を次のように改める。

2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

- 一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百三十二万八千円
- 二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百三十万千円
- 三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百三十万千円又は百十四万六千円
- 第三条第三項中「百六十二万六千円」の下に「百五十五万七千円」を加え、同条第四項を次のように改める。
- 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣に協議しなければならぬ。
 - 一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第三条第五項を削る。

第四条第一項中「第一条第九号から第十四号まで」を「第一条第十二号から第四十一号まで」に、「が主たる所得」を「国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。」が政令で定める基準に該当すること」に改める。

- 第九条中「第一条第十七号から第二十八号まで」を「第一条第四十五号から第七十二号まで」に改める。
- 第十条中「第一条第二十九号」を「第一条第七十三号」に改める。
- 第十一条中「第一条第三十号」を「第一条第七十四号」に、「基く」を「基づく」に改める。
- 第十二条中「第一条第三十一号」を「第一条第七十五号」に改める。
- 第十五条中「第一条第三十号及び第三十一号」を「第一条第七十四号及び第七十五号」に改める。
- 附則第三項中「同条第五項中「第一項」を「同条第四項第三号中「別表第三」に改め、「附則第三項」の下に「の規定」を加える。
- 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、二二七、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	一、六二六、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
内閣官房副長官	
副大臣及び副長官	一、五五七、〇〇〇円
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
内閣危機管理監	
大臣政務官及び長官政務官	一、三三八、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長	
侍従長	
内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官	
常勤の内閣総理大臣補佐官	
国家公務員倫理審査会の常勤の委員	一、三〇一、〇〇〇円
公正取引委員会委員	
国家公安委員会委員	
式部官長	
公害等調整委員会の常勤の委員	

<p>中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 航空・鉄道事故調査委員会委員長 東宮大夫</p> <p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>一、一四六、〇〇〇円</p> <p>一、〇二二、〇〇〇円</p>
--	-------------------------------------

別表第二(第三条関係)	
官 職 名	俸 給 月 額
大使	三号俸 一、三〇一、〇〇〇円 二号俸 一、一四六、〇〇〇円 一号俸 一、〇二二、〇〇〇円
公使	三号俸 一、三〇一、〇〇〇円 二号俸 一、一四六、〇〇〇円 一号俸 一、〇二二、〇〇〇円

(二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部改正)

第二条 二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百三十一万八千円」を「百三十万九千円」に、「第十六号」を「第四十三号」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において総合科学技術会議の常勤の議員、地方財政審議会会長、原子力委員会委員長、中央更生保護審査会委員長、宇宙開発委員

会委員長、証券取引等監視委員会委員長、公認会計士・監査審査会会長若しくは航空・鉄道事故調査委員会委員長(以下この項において「総合科学技術会議の常勤の議員等」という。)又は社会保険審査会の委員長若しくは委員、労働保険審査会の常勤の委員、公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員、地方財政審議会委員、食品安全委員会の常勤の委員、原子力委員会の常勤の委員、原子力安全委員会の常勤の委員、中央更生保護審査会の常勤の委員、宇宙開発委員会の常勤の委員、土地鑑定委員会の常勤の委員、証券取引等監視委員会委員、公認会計士・監査審査会の常勤の委員、国地方係争処理委員会の常勤の委員、電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員、航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員若しくは運輸審議会の常勤の委員(以下この項において「社会保険審査会委員長等」という。)である者が当該特別職の職員として受ける俸給月額、同日を含む任期に係る期間は、第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に關する法律(次項において「新特別職給与法」という。)第三条第一項、第二項及び第四項の規

定にかかわらず、総合科学技術会議の常勤の議員等である者にあつては百三十万千円、社会保険審査会委員長等である者にあつては百十四万六千円とする。

3 施行日の前日において情報公開審査会の常勤の委員である者であつて行政機関の保有する個人情報等の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)附則第二條第一項前段の規定により同法の施行の日に情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員として任命されたものとみなされる者が当該特別職の職員として受ける俸給月額、同項後段の規定による任期に係る期間は、新特別職給与法第三條第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、百十四万六千円とする。

4 (国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)
施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとすれば第三條の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四條第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。

5 (政令への委任)
前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法

律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「第十六号」を「第四十三号」に改める。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

7 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)
8 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
9 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中「第一条第四号から第十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号まで」に改める。

理 由

特別職の職員の給与については、審議会等の常勤委員等の俸給月額の引下げ、特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額の特例制度の新設、給与体系の見直し等を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特別職の職員の給与について、審議会等の常勤委員等の俸給月額の引下げ及び俸給月額の特例制度の新設並びに給与体系の見直し等を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

正 1 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

(一) 審議会等の常勤委員等の俸給月額を、審議会等の委員長及び総合科学技術会議の常勤の職員については百十四万六千円に、審議会等の常勤委員については百一十二千円にそれぞれ引き下げる。

(二) 審議会等の常勤委員等の俸給月額について、特別の事情がある場合には、総務大臣に協議し、特別職の職員の区分に応じた俸給月額とすることができるとの特例制度を設けること。

(三) 特別職の職員の給与体系を見直し、内閣危機管理監クラスの俸給月額を廃止するとともに、内閣危機管理監及び侍従長の俸給月額を百三十二万八千円とし、内閣総理大臣補佐官等の俸給月額を百三十万千円とする。

(四) 兼業等をしている審議会等の常勤委員等について、兼業等から生ずる所得が政令で定める基準に該当するときは、俸給等に代えて日額の手当を支給すること。

(五) その他

(1) 大使について、俸給月額の四号俸及び五号俸を削除するとともに、特別の事情がある場合の俸給月額の特例に関し、規定を整備すること。

(2) 特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に関する規定の整理を行うこと。
2 二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

特別職の職員の給与体系を見直し、二千五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額を百三十万千円とすること。

3 国家公務員退職手当法の一部改正
審議会等の常勤委員等に適用される退職手当の額の割増しに関する特例措置を廃止すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

二 議案の可決理由

特別職の職員の給与について、審議会等の常勤委員等の俸給月額の引下げ等を行うとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

平成十六年十一月九日

総務委員長 実川 幸夫
衆議院議長 河野 洋平殿

障害補償に係る障害の等級の改定等のための
国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補
償法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

障害補償に係る障害の等級の改定等のため
の国家公務員災害補償法及び地方公務員災
害補償法の一部を改正する法律

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法
律第九十一号)の一部を次のように改正す
る。

別表第一級の項第五号及び第六号中「上肢」を
「上肢」に改め、同項第七号及び第八号中「下肢」
を「下肢」に改め、同表第二級の項第五号中「上肢」
を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、
同項第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四
級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第
五号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第五級の項
第四号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関
節」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改
め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項
第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第六級の
項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号
中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」
を「下肢」に改め、同項第八号中「及び示指」を削
り、同表第七級の項第六号中「及び示指」を失つ
たもの又は母指若しくは示指を削り、「以上」
を「の手指」を失つたもの又は母指以外の四」に改

び同報告書

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案及
び同報告書

め、同項第七号中「及び示指」を削り、同項第九
号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に
改め、同項第一〇号中「下肢」を「下肢」に、「仮
関節」を「偽関節」に改め、同表第八級の項第三
号中「手指」の下に「を失つたもの又は母指以外
の三の手指」を加え、同項第四号中「及び示指」又
は母指若しくは示指を削り、「以上」を「の手指」
の用を廃したもの又は母指以外の四」に改め、
同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六
号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下
肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「上肢」を「上
肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第九
号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に
改め、同表第九級の項第二号中「を失つたも
の、示指」を含み「又は母指以外の三」に改め、
「又は母指及び示指以外の三の手指」を失つたも
の「を削り」同項第一三号中「手指」の下に「の用
を廃したもの又は母指以外の三の手指」を加
え、同表第一〇級の項第六号を削り、第五号
を第六号とし、第二号から第四号までを一号ず
つ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視で複視を残すもの

別表第一〇級の項第七号中「の用を廃したも
の、示指」を含み「二の手指」の用を廃したもの」を
削り、「及び示指以外の三」を「以外の二」に改
め、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同項
第一〇号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第一一
号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第一一級の項
第七号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中
「二の」の下に「示指」を加え、「葉指」を「環
指」に改め、同項第九号を削り、第一〇号を第
九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第

一二級の項第四号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同
項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号
中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」
を「下肢」に改め、同項第八号中「奇形」を「変形」
に改め、同項第一四号を第一五号とし、第一
三号を第一四号とし、同項第二二号中「頑固」を
「頑固」に改め、同号を同項第一三号とし、同項
中第一一号を第二号とし、第一〇号を第一一
号とし、同項第九号中「一手の」の下に「示指」
を加え、「葉指」を「環指」に改め、同号を同項第
一〇号とし、同項第八号の次に次の一号を加え
る。

九 一手の小指を失つたもの

別表第一三級の項第七号を削り、第六号を
第七号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用
を廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同
項中第四号を第五号とし、第三号を第四号と
し、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一
号を加える。

二 正面視以外で複視を残すもの

別表第一三級の項第八号を削り、同項第九号
中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号と
し、同項中第一〇号を第九号とし、第一一号を
第一〇号とし、同表第一四級の項第四号中「上
肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下
肢」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中
「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同
項第八号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠
位指節間関節」に改め、同号を同項第七号と
し、同項第九号を第八号とし、第一〇号を第
九号とし、第一一号を第一〇号とする。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法
律第二百一十一号)の一部を次のように改正す
る。

別表第一級の項第五号及び第六号中「上肢」を
「上肢」に改め、同項第七号及び第八号中「下肢」
を「下肢」に改め、同表第二級の項第五号中「上
肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、
同項第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四
級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第
五号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第五級の項
第四号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関
節」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項
第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下
肢」を「下肢」に改め、同表第六級の
項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号
中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」
を「下肢」に改め、同項第八号中「及び示指」を削
り、同表第七級の項第六号中「及び示指」を失つ
たもの又は母指若しくは示指を削り、「以上」
を「の手指」を失つたもの又は母指以外の四」に改
め、同項第七号中「及び示指」を削り、同項第九
号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に
改め、同項第一〇号中「下肢」を「下肢」に、「仮
関節」を「偽関節」に改め、同項第一三号中「鞏
丸」を「鞏丸」に改め、同表第八級の項第三号中
「手指」の下に「を失つたもの又は母指以外の三
の手指」を加え、同項第四号中「及び示指」又は母
指若しくは示指を削り、「以上」を「の手指」の用
を廃したもの又は母指以外の四」に改め、同項
第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号中
「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を

「下肢」に改め、同項第八号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第九号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第九級の項第一二号中「を失つたもの」、示指を含み「を」又は母指以外の「に」改め、「又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの」を削り、同項第一三号中「手指の下に」の用を廃したも又は母指以外の三の手指」を加え、同表第一〇級の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視で複視を残すもの

別表第一〇級の項第七号中「の用を廃したものを、示指を含み二の手指の用を廃したものを削り、及び示指以外の三を、以外の二」に改め、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第一〇号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第一号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第一級級の項第七号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中「二手の」の下に「示指」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項第九号を削り、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一二級の項第四号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「奇形」を「変形」に改め、同項第九号を第一五号とし、第一三三号を第一四号とし、同項第一二号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第一三三号とし、同項第一一号を第一二二号とし、第一〇号を第一一号とし、同項第九号中「一手の」の下に「示指」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第九

一〇号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手の小指を失つたもの

別表第一三級の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、同項第五号中「を失つたものを」の用を廃した「に」改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視以外で複視を残すもの

別表第一三級の項第八号を削り、同項第九号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同項第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(附則第三条及び第四条第一項において「新国公災法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の地方公務員災害補償法の規定は、平成十六年七月一日から適用する。
(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 国家公務員災害補償法第一条第一項に規

定する職員(次条において「職員」という。)が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年六月三十日以前に治つたとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける第一条の規定による改正前の国家公務員災害補償法(附則第四条において「旧国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

第三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの間に治つたとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償に係る新国公災法別表の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第一三三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第一〇級の項第七号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第一一級の項第八号中「示指、中指又は環指を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したものと、同表第一二級の項第一〇号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号

第四条 旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前条の規定により読み替えて適用される新国公災法(以下この条において「読替え後の新国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの(次項に規定する者を除く。)に対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

2 旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

(人事院規則への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、第一条の規定の施行に必要経過措置は、人事院規則で定める。

(地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する職員への準用)

第六条 附則第二条から前条までの規定は、地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する職員に対する同法第二十九条第一項又は第七項の規定による障害補償について準用する。この場合において、附則第二条の見出し中「国家公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法」と、同条中「国家公務員災害補償法第一条第一項」とあるのは「地方公務員災害補償法第二条第一項」と、「公務上」とあるのは「公務」地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。次条において同じ。上と、「通勤」とあるのは「通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。)」と、「第一条」とあるのは「第二条」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法」と、「旧国公災法」とあるのは「旧地公災法」と、「第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二十九条第一項又は第七項」と、附則第三条中「新国公災法第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下この条及び次条第一項において「新地公災法」という。)」第二十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法別表」とあるのは「新地公災法別表」と、附則第四条中「旧国公災法」とあるのは「旧地公災法」と、「第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法」とあるのは「新地公災法」と、前条の見出し中「人

事院規則」とあるのは「政令」と、同条中「第一条」とあるのは「第二条」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

理由
労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員及び地方公務員の障害補償に係る障害の等級を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

障害補償に係る障害の等級の改定等のため
の国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、平成十六年七月一日付けの人事院の意見の申出にかんがみ、労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員の障害補償に係る障害の等級の改定等を行うとともに、地方公務員についても同様の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 国家公務員災害補償法の一部改正
1 障害補償に係る障害の等級の改定
(1) 手指の障害について、一手の示指を失ったものを第一級に引き下げ、一手の小指を失ったものを第二級に引き上げる。
(2) (1)の改正に伴い、複数の手指を失ったものに係る障害の等級を改定するとともに、手指の用を廃したものに係る障害

の等級を手指を失ったものの例に準じて改定すること。
(3) 眼の障害について、正面視で複視を残すものを第一級と、正面視以外で複視を残すものを第二級とすること。
(四) 用語の整理
別表について、「腕関節」を「手関節」に改める等の所要の用語の整理を行うこと。
2 地方公務員災害補償法の一部改正
地方公務員について、1と同様の措置を講ずること。
3 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の規定は、平成十六年七月一日から適用すること。
(二) 平成十六年六月三十日以前に傷病が治つた場合等の障害補償の等級については、なお従前の例によること。
(三) 平成十六年七月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの間に傷病が治つた場合等の障害補償の等級について、この法律による改正後の等級が改正前の等級より下がる場合は、改正前の等級によることとする。

二 議案の可決理由
平成十六年七月一日付けの人事院の意見の申出にかんがみ、国家公務員及び地方公務員の障害補償に係る障害の等級の改定等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成十六年十一月九日
総務委員長 実川 幸夫
衆議院議長 河野 洋平殿
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案
右
国会に提出する。
平成十六年十月十二日
内閣総理大臣 小泉純一郎

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び同報告書

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案
右
国会に提出する。
平成十六年十月十二日
内閣総理大臣 小泉純一郎

第一条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
イ 国の機関

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条第二号二から七までに掲げるもの

二 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。ただし、訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(以下この条において「裁判手続等」という。)において行うものを除く。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他の氏名又は名称を書面に記載することをいう。

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記載されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。ただし、

し、裁判手続等において行うものを除く。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記載されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く)を除く。

十 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、

り、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定められるものをもつて当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交

付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。

(条例等に基づく書面の保存等に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第七条 地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(政令又は主務省令の制定改廃に伴う経過措置) 第八条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合には、そ

れぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務省令)

第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、中央労働委員会規則とする。

附則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

理由

法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、当該方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減

等を通じて国民の利便性の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、当該方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 電磁的記録による保存

民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされ、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができるものとする。

2 電磁的記録による作成及び縦覧等

民間事業者等は、保存をしなければならない書面の作成又は縦覧等のうち他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、主務省令で定めるところにより、書面の作成又は縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成又は縦覧等を行うことができるものとする。

3 電磁的記録による交付等

民間事業者等は、保存をしなければならない書面の交付等のうち他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行うことができるものとする。

4 書面みなし規定

1 から3 により行われた電磁的記録の保存等については、個別法令に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存等に関する個別法令の規定を適用するものとする。

5 地方公共団体の努力義務

地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

6 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、民間事業者等が行う書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図ろうとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

平成十六年十一月十日

内閣委員長 松下 忠洋

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案に対する附帯決議

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 両法律の施行に伴う主務省令等の制定及びその運用に当たっては、国会における議論及び民間事業者等の意見を十分に踏まえるとともに、経済社会情勢等の推移に応じて必要な見直しを行うこと。また、主務省令等の内容について、国民の経済活動等に支障のないよう、十分周知徹底すること。

二 情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、民間事業者等に対して、情報通信の技術革新に対応したセキュリティ対策及び個人情報保護のための適切な措置が講じられるよう必要な助言等を行うこと。

三 税務関係書類の電子的な保存については、適正公平な課税及び電子化によるコスト削減等の観点から踏まえつつ、適宜その対象範囲の見直しを行うこと。

四 処方せんの電子的な作成・交付等については、患者等の利便性の向上、技術的実現可能性等を踏まえつつ、その可否について引き続き検討していくこと。

五 地方公共団体において両法律の趣旨にのっとり適切な措置が講じられるよう、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条)
- 第二章 総務省関係(第二条―第六条)
- 第三章 財務省関係(第七条―第十一条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十二条―第二十四条)
- 第五章 農林水産省関係(第二十五条―第三十条)
- 第六章 経済産業省関係(第三十一条―第四十一条)
- 第七章 国土交通省関係(第四十二条―第四十九条)
- 附則
 - 第一章 内閣府関係
 - (特定非営利活動促進法の一部改正)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第四十四条の三 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による閲覧及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第 号)第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九條第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例)」とする。

第二章 総務省関係
(政治資金規正法の一部改正)
第二条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。
(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)
第三十二条の二 第十六条及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類について

は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第 号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。
(公職選挙法の一部改正)
第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第九十一条に次の一項を加える。
2 前項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第 号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。
第二百四十六条第七号及び第八号中「第百九十一条」を「第百九十一条第一項」に改める。
(地方税法の一部改正)
第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項、第七十二条の七第一項、第七十二条の八第四第一項、第七十三条の八第一項、第七十四条の七第一項、第七十七条第一項、第百五十五条第一項、第百八十八条第一項、第百六十四条第一項、第百九十八條第一項、第百五十三條第一項、第百五十條第一項、第四百七十条第一項、第五百二十五條第一項、第五百八十八條第一項、第六百七十四條第一項、第六百九十九條の五第一項、第七百條の八第一項、第七百條の五十九第一項、第七百條の五第一項、第七百一條の三十五第一項、第七百七條第一項及び第七百三十三條の四第一項中「作成」の下に「又は保存」を加える。
第七百四十八條に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類(総務省令で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該地方税関係書類に記載されている事項を総務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長の承認を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた地方税関係書類の保存に代えることができる。
第七百四十九條第三項中「当該承認を受けている地方税関係帳簿又は地方税関係書類(以下本章において「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」という。)」を「地方税関係帳簿書類(地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下本章において同じ。)」のうち同条第一項又は第二項の承認を受けているものに、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿書類」に改める。
第七百五十條第二項中「同項」の下に「又は同条第三項」を、「種類」の下に「同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」を、「概要」の下に「同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」を加え、同項ただし書中「が、当該承認を」が、同条第二項又は第三項の承認」に改め、同条第三項中「地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下本章において同じ。」を削り、同項第二号中「第七百四十八條第一項又は第二

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

項を「第七百四十八条各項」に改める。

第七百五十一条第一項中「第七百四十八条第一項又は第二項を」第七百四十八条各項のいづれかに、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を、「当該承認を受けている地方税関係帳簿書類(以下本章において「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」という。))」に改め、「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいづれかに」改める。

第七百五十二条第一項中「第七百四十八条第一項又は第二項を」第七百四十八条各項のいづれかに改め、「又は同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第一項又は第二項」を「同条各項」に改め、同条第五項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいづれかに」改める。

第七百五十三条第一項第二号中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項」に改める。

第七百五十四条中「同条第二項中「同項」の下に「又は同条第三項」を加え、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第二項の承認」を「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」とあるのは「種類」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」に、「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項」に改め、「のいづれ

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

か」を削り、「の全部」とあるのは「を」とあるのは「に」改め、「当該承認を受けている地方税関係帳簿書類をいう。以下本章において同じ。の全部」、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と及び、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類」とを削り、「代え、又は」とあるのは「代え」を「又は同条第二項若しくは第三項」とあるのは「同条第二項」に改め、「同条第一項又は第二項」とあるのは「それぞれ同条第一項、第二項又は第三項」とを削る。

第七百五十四条の二の見出しを「(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外)」に改め、同条中「並びに第四百六十五条第三項及び第四項、第七百条の二十二の二第六項並びに第七百条の二十二の五第七項」に改め、「第六条」の下に「並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第 号)第三條及び第四條」を加える。

第七百五十六条第一項中「第七百四十八条第一項若しくは第二項」を「第七百四十八条各項」に改め、同条第三項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。

第五條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の(行政書士法の一部改正)

一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「この条及び第十九条第一項において」を削る。
第十三条の二十二第一項中「関係書類」の下に「これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。
(政党助成法の一部改正)
第六条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第三十八条の次に次の一条を加える。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)
第三十八条の二 第十五条第四項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第 号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第三章 財務省関係
(相続税法等の一部改正)
第七条 次に掲げる法律の規定中「作成」の下に「又は保存」を加える。
一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第六十条第一項
二 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四百四十五号)第十一条第一項
三 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十四条
四 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十三

条第一項第五号

五 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第九十一条第一項
六 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十七条の十一の第三十項、第六十条の四第七項、第六十八条の三の五第六項及び第六十八条の八十八第六項
七 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)第四百一十一号
八 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第九十七号第一項第二号
九 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十四号第一項
十 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第五百三十三号第一項

十一 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第九条第一項
十二 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六十二条第一項
十三 地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十六条第一項
十四 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成九年法律第十号)第五条第一項
(関税法の一部改正)

第八条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第七条の九第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外」を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外」に、「国税関係帳簿

官 報 (号 外)

<p>問事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第...)</p> <p>第...号(第三条(電磁的記録による保存及び...))</p> <p>第十四条(電磁的記録による作成)を加える。</p> <p>第十一号第一項及び第三号中「第四条第一項若しくは第二項を「第四条各項」に改める。</p> <p>第四章 厚生労働省関係</p> <p>(児童福祉法等の一部改正)</p> <p>第十二条 次に掲げる法律の規定中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。</p>	<p>第九十二号)第七条の二十九第二項</p> <p>九 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七十九号第一項</p> <p>(消費生活協同組合法の一部改正)</p> <p>第十三条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十条に次の一項を加える。</p> <p>4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)</p> <p>第十四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条の六の十第一項中「この条において」を削る。</p> <p>第三十八号の六第一項中「診療録その他の帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。</p> <p>(生活保護法の一部改正)</p> <p>第十五条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十四号第一項中「帳簿書類」の下に「(その</p>	<p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の四第一項</p> <p>二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十九条の六第一項</p> <p>三 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四十二条第一項</p> <p>四 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十六第一項</p> <p>五 菌科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第二十七条第一項</p> <p>六 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第二十三条第一項</p> <p>七 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十六号第一項</p> <p>八 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律</p>	<p>作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十四条第一項において同じ。」を加える。</p> <p>(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十六号の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>(水道法の一部改正)</p> <p>第十七条 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条の十第一項中「この条において」を削る。</p> <p>第三十九号第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を</p>
<p>含む。次項及び次条第八項において同じ。」を加える。</p> <p>(じん肺法の一部改正)</p> <p>第十八条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十二号第一項中「行なう」を「行う」に改め、「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。</p> <p>(労働災害防止団体法の一部改正)</p> <p>第十九条 労働災害防止団体法(昭和三十三年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十六条に次の一項を加える。</p> <p>3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>(社会保険労務士法の一部改正)</p> <p>第二十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第一号中「第二号において」を「以下」に改める。</p>	<p>第二十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第一号中「第二号において」を「以下」に改める。</p>	<p>第二十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第一号中「第二号において」を「以下」に改める。</p>	<p>第二十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第一号中「第二号において」を「以下」に改める。</p>

第二十四条第一項中「帳簿書類」の下に「その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第二十一条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条に次の一項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二十二條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項中「帳簿書類」の下に「その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(労働安全衛生法の一部改正)

第二十三條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「この条において」を削る。

第九十六條第二項中「書類」の下に「その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等の一部改正)

第二十四條 次に掲げる法律の規定中「帳簿書類」の下に「その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十六條第一項

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第四十三條第一項

三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十五條第一項

第五章 農林水産省関係

第五條 農業協同組合法の一部改正

第二十五條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十二の二に次の一項を加える。
前項の監事の意見書については、これに記

載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十六條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十條に次の一項を加える。

前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(獣医師法の一部改正)

第二十七條 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第三項中「検案簿」の下に「これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成又は保存がされている場合

における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(家畜商法の一部改正)

第二十八條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十一條の三第一項中「帳簿書類」の下に「その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(肥料取締法の一部改正)

第二十九條 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項中「帳簿書類」の下に「その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」次項、第三十三條の三第一項及び第二項並びに第三十三條の五第一項第六号において同じ。」を加える。

(漁船法の一部改正)

第三十條 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「書類」の下に「その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電

子計算機による情報処理の用に供されるものを用いる。の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。を加える。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第三十一条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「書類」の下に「これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。」を加える。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十二条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第三十三条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年

法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

5 前項の監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書については、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書を添付したものとみなす。

(漁業災害補償法の一部改正)

第三十五条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(林業種苗法の一部改正)

第三十六条 林業種苗法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「関係書類」の下に「その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(森林組合法の一部改正)

第三十七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条に次の一項を加える。
4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第六章 経済産業省関係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(商工会議所法の一部改正)

第三十九条 商工会議所法(昭和二十八年法律百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。
4 第二項の監事の意見書については、これに

記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会頭は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(商工会法の一部改正)

第四十条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。第五十七条第四項において同じ。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第五十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、連合会の会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第六十五条第二号中(「第四項及び第五項を除く。」を「第一項から第三項まで」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第四十一条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第七章 国土交通省関係

(土地区画整理法の一部改正)

第四十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「別段の定」を「別段の定め」、「除く外」を「除くほか」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見

書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第四百四十四条第二号中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第四十三条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第四十四条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え

る。

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

第四十五条 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条に次の一項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令・国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(都市再開発法の一部改正)

第四十六条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付

したものとみなす。

第四百四十六條第二号中「第二十七條第六項」を「第二十七條第七項」に改める。

〔農住組合法の一部改正〕

第四十七條 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二條に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第四十八條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付し

たものとみなす。

第四百四十八條第三項及び第三百十九條第二号中「第二十七條第六項」を「第二十七條第七項」に改める。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第四十九條 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

〔第二十四條第七項〕に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間における第四条の規定による改正後の地方税法第七百五十條第二項及び第五項第三号の規定(同法第七百四十八條第三項の承認に

係る部分に限る。)の適用については、同法第七百五十條第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、同項ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同法第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日から一年を経過する

日までの間における第十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六條第二項及び第五項第三号の規定(同法第四條第三項の承認に係る部分に限る。)の適用については、同法第六條第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、同項ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同法第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第五条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十條中「に掲げる」を「のいづれかに該当する」に改め、同法第二号中「第二十八條第七項」を「第二十八條第八項」に改める。

(不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 不動産取引の円滑化のための地価公示法

及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、不動産の鑑定評価に関する法律第二章第三節を第四節とし、第二節の次に一節を加える改正規定中第十四條の十一第一項に係る部分中「この条において」を削り、同法第四十一條第二号及び第四十二條の改正規定の次に次のように加える。

第四十五條第一項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

理 由

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、特定非営利活動促進法その他の関係法律の規定の整備等を必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「通則法」という。)の施行に伴い、特定非営利活動促進法その他の関係法律の規定の整備等をしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務省令に係る規定整備

通則法に規定する主務省令とは異なる委任の取扱いが必要な場合について、所要の規定を整備するものとする。

2 電磁的記録による保存の際に必要な特別な手続規定整備

法令上書面による保存が義務付けられている文書について、電磁的記録による保存を認める場合、その文書の性質上一定の要件を満たすかどうかを担保するために行政庁の承認が必要である旨等の規定を整備するものとする。

3 書面のみを検査対象としている立入検査規定がある場合に、電磁的記録も容認する改正規定整備

書面のみを検査対象としている立入検査規定がある場合に、当該書面を電子的に保存できるようにした際に、当該書面を電子化したものも検査対象に含む旨の規定を整備するものとする。

4 総会等への書類提出の際の監事の意見書の添付に係る規定整備

協同組合等において、理事による総会等への財務書類の提出の際に、保存が義務付けられていない監事の意見書の添付が必要な場合に、当該意見書の添付に代えて電磁的記録を添付することを可能とし、もって当該意見書を添付したものとみなす旨の規定を整備するものとする。

5 その他

その他通則法の規定を適用除外する規定等

の関係規定の所要の整備等を行うものとする。

6 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。

議案の可決理由

本案は、通則法の施行に伴い、特定非営利活動促進法その他の関係法律の規定の整備等を行うものとしてあり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十六年十一月十日

内閣委員長 松下 忠洋

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 両法律の施行に伴う主務省令等の制定及びその運用に当たっては、国会における議論及び民間事業者等の意見を十分に踏まえるとともに、経済社会情勢等の推移に応じて必要な見直しを行うこと。また、主務省令等の内容について、国民の経済活動等に支障のないよう、十分周知徹底すること。

二 情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、民間事業者等に対して、情報通信の

技術革新に対応したセキュリティ対策及び個人情報保護のための適切な措置が講じられるよう必要な助言等を行うこと。

三 税務関係書類の電子的な保存については、適正公平な課税及び電子化によるコスト削減等の観点から踏まえつつ、適宜その対象範囲の見直しを行うこと。

四 処方せんの電子的な作成・交付等については、患者等の利便性の向上、技術的実現可能性等を踏まえつつ、その可否について引き続き検討していくこと。

五 地方公共団体において両法律の趣旨にのっとり適切な措置が講じられるよう、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

右 国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

第一条 この法律は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等について定めることにより、同法に基づき損失を受けた者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法」とは、二十年九月二十六日に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関において採択された勧告及び裁定の対象となったアメリカ合衆国の法律をいう。

2 この法律において「本邦法人等」とは、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者をいう。

(利益の返還義務等)

第三条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく外国裁判所の確定判決によつて利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及ぼした者(以下「受益者」という)は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。

2 前項の場合において、本邦法人等にアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく裁判手続の準備及び追行のための代理人への報酬の支払その他の損害があつたときは、受益者はその賠償の責めに任ずる。

3 前二項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、本邦法人等に対し、受益者と連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を妨げない。

一 受益者の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。)の全部を保有する者
二 発行済株式等の全部を受益者に保有される法人

(消滅時効)
第四条 前条に規定する利益の返還又は損害賠償の請求権は、三年間行使しないときは、消滅する。

(裁判管轄)

第五条 第三条の規定に基づく利益の返還又は損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

(外国裁判所の確定判決の効力)

第六条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき本邦法人等に対する訴えについてした外国裁判所の確定判決は、その効力を有しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法が廃止されたときは、その廃止の時に効力を失う。ただし、その時まで提起された同法に基づく訴えに係る利益の返還又は損害の賠償については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

理由

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき損失を受けた者の保護を図るため、同法に基づき確定判決によって利益を受けた者の返還義務等を定めるとともに、同法に基づく確定判決は効力を有しないものとする等の措置を講ずる必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法(以下「米国AD法」という。)に基づき損失を受けた者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 米国AD法に基づく外国裁判所の確定判決によつて利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及ぼした者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならないもの等とする。

2 米国AD法に基づき本邦法人等に対する訴えについて行つた外国裁判所の確定判決は、その効力を有しないものとする。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、米国AD法が廃止されたときは、その廃止の時に効力を失うもの等とする。

二 議案の可決理由

本案は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき損失を受けた者の保護を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十六年十一月十日

経済産業委員長 河上 覃雄

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき損失を受けた我が国企業等の保護に万全を期すため、本法の速やかな施行に努めること。また、本法によつて保護を受けらるべき企業等に対しては、本法の規定内容の周知徹底を図るとともに、必要に応じ措置の効果的実施に向けた見直しを行うこと。

二 今後の通商摩擦への対応に当たっては、個別の案件であっても、当事者の利害に配慮しつつ、極力、透明性の確保に努めることとし、適時にその進捗状況等について国会への報告を行うものとする。

三 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法及びバード修正条項等のWTO協定違反が確定した米国の措置をはじめとする不正な通商規制については、EUなどとも密接に連携しつつ、WTO協定の原則に則りその廃止など是正に向けた一層の努力を求めると。

四 世界貿易の発展及び自由貿易の維持強化を図るため、新ラウンド交渉の一層の進展及び中国

等途上国の状況を踏まえつつ、WTOにおけるアンチ・ダンピング規律の明確化及び改善に向けての更なる取組みの強化に努めること。

五 今後のWTO新ラウンド交渉、二国間経済連携協定の締結等の交渉に当たっては、我が国の利益を十分に反映させるため、政府が一体として対応を図ることとし、適切な体制の確立に努めること。

児童福祉法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十六年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

児童福祉法の一部を改正する法律

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の九」を「第二十一条の九の二」に改める。

第六条の二第二十一項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第七項」に改め、「生活指導」の下に「並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条の三 この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。

第八条第一項及び第七項中「第二十七条第八

項を「第二十七条第六項」に改める。
第十二条の二第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

第二章第一節に次の一条を加える。

第二十一条の九の二 都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。）であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第二十五条中「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童」を「要保護児童」に改める。

第二十七条第一項第三号中「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が、適当と認める者という。以下同じ。」若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預かり、又は自己の下に通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。）を削り、同条第

七項中「若しくは」を「又は」に、「変更し、又は前項の措置を採る」を「変更する」に改め、同条第八項中「第一項第二号」を「又は第一項第二号」に改め、「又は第六項の措置を採る場合」を削り、同条第九項中「生活指導」の下に「並びに就業の支援」を加え、同条第五項及び第六項を削る。

第二十七条の二第二項中「第八項」を「第六項」に改める。

第三十条の二中「保護受託者」を削る。

第三十一条第二項中「児童養護施設」を「里親に委託され、又は児童養護施設」に、「又は」を「若しくは」に改め、「引き続き」の下に「同号の規定による委託を継続し、又は」を加え、同条第四項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第七項」に改め、同条第五項中「第九項」を「第七項」に改める。

第三十二条第一項、第三十三条の四第一号及び第三十三条の五中「第九項」を「第七項」に改める。

第三十四条第一項第九号中「児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基づくものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、」を削る。

第三十四条の六中「第九項」を「第七項」に改める。
第三十七条中「保健上」の下に「安定した生活環境の確保」を加え、「おおむね二歳未満の」を削り、「養育する」を「養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第三十八条中「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十一条中「乳児を除いて、保護者のない児童」を「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要な場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）」に、「その自立を支援する」を「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う」に改める。

第四十三条の五中「治す」を「治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十四条中「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十五条第一項中「里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護」を「並びに里親の行う養育」に改め、同条第二項中「並びに里親及び保護受託者」を「及び里親」に改める。

第四十六条第一項中「里親及び保護受託者」を「及び里親」に改める。

第四十七条第二項中「児童福祉施設の長」の下に「又は里親を、」入所中」の下に「又は受託中」を加える。

第四十八条中「児童自立支援施設の長」の下に「並びに里親を、」入所中」の下に「又は受託中」を加える。

第五十条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十一条の九の二の事業の実施に要する費用
第五十条第七号中「（保護受託者に委託する場

合を除く。以下同じ。）を削る。
第五十三条中「第三号まで」の下に「第五号の二」を加える。

第五十三条の二中「国庫は」の下に「第五十条第五号の二の費用」を加える。

第五十六条第二項中「から第六号まで」を「第六号」に改め、同条第四項中「給付」の下に「又は第二十一条の九の二に規定する医療の給付」を、「指定育成医療機関」の下に「又は同条に規定する医療の給付を行う医療機関（第六項において「指定育成医療機関等」という。）」を加え、同条第六項中「指定育成医療機関」を「指定育成医療機関等」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第四項若しくは第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第六十条に次の一項を加える。
第二項（第三十四条第一項第七号及び第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。）の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。
目次中「第十条」を「第九条」に、「児童福祉司（第十一條―第十一條の三）」を「実施機関（第十条―第十二條の六）」に、「児童委員（第十二條―

官 報 (号 外)

第十四条)を「児童福祉司(第十三条―第十五条)に、「児童相談所、福祉事務所及び保健所(第十五条―第十八条の三)」を「児童委員(第十六条―第十八条の三)」に改める。

第一章第五節を削る。

第一章第四節中第十四条を第十八条の三とし、第十三条の二を第十八条の二とし、第十三条を第十八条とする。

第十二条の二第一項第四号中「社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。))を「福祉事務所」に改める。

第十二条の二を第十七条とし、第十二条を第十六条とする。

第一章第四節を第一章第五節とする。

第一章第三節中第十一条の三を第十五条とする。

第十一条の二第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「都道府県は、児童相談所に」を「児童福祉司は」に、「技術吏員であつて」を「技術吏員とし、」に、「ものの中から任用した児童の福祉に関する事務をつかさどるもの(以下「児童福祉司」という。))を置かなければならない」を「者のうちから、任用しなければならぬ」に改め、同項第二号中「昭和二十二年法律第二十六号」及び「大正七年勅令第三百八十八号」を削り、「卒業した者」の下に「であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したものを加え、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

第十一条を第十三条とする。

第一章第三節を第一章第四節とする。

第十条を次のように改める。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

第十条の次に次の七条を加える。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行

うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定を行うこと。

二 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があるとき、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務を行うものとする。

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務(前条第一項第二号ホに掲

げる業務を除く。)を行うことができる。

児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。))の長(以下「福祉事務所長」という。))に必要な調査を委嘱することができる。

第十二条の二 児童相談所には、所長及び所員を置く。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定する業務をつかさどる。

児童相談所には、第一項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

三 社会福祉士

四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。))として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

五 前各号に掲げる者と同年以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省

令で定めるもの

所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行うものとする。

一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に關し、必要な助言を与えること。

児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に對し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

第十条の前に次の節名を付する。

第三節 実施機関

第二十一条の二十九第一項中「養育」の下に「の状況、当該児童を加える。」

第二十二條第三項及び第二十三條第四項中「第二十五條の二第三号」を「第二十五條の七第二項第三号、第二十五條の八第三号」に改める。

第二十四條第四項中「第二十五條の二第三号」を「第二十五條の八第三号」に改める。

第二十五條中「福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所」に改める。

第二十五條の二中「福祉事務所所長は、前條を「都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五條」に改め、「通告又は」の下に「前條第二項第二号若しくは」を加え、同條第二号中「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九條第四項に規定する」及び「第二十七條第一項第二号において「知的障害者福祉司」という。」を削り、同條を第二十五條の八とし、同條の前に次の六條を加える。

第二十五條の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に關連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に關する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等

に對する支援の内容に關する協議を行うものとする。

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

要保護児童対策調整機関は、協議会に關する事務を総括するとともに、要保護児童等に對する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に對する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じ、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五條の三 協議会は、前條第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に對し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第二十五條の四 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五條の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五條の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五條の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五條の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に對する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五條の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

成する者又はその職にあつた者

一 第二十七條の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九條第四項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に對する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七條の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

二 第二十七條の措置を要すると認める者及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

三 第二十七條の措置を要すると認める者及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

四 第二十七條の措置を要すると認める者及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

五 第二十七條の措置を要すると認める者及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

六 第二十七條の措置を要すると認める者及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

七 第二十七條の措置を要すると認める者及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

者は、これを児童相談所に送致すること。
 二 次条第二号の措置が適当であると認めるときは、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 第二十六条第一項中「通告を受けた児童」の下に、「第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号」を加え、同項第三号中「前条第二号」を「第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号」に改める。
 第二十八条第二項中「前項の承認を」第一項及び前項の承認(以下「措置に関する承認」という。)に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
 第二十八条に次の三項を加える。
 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮

してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第二十七条第一項第二号の措置(以下この条において「指導措置」という。)に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。
 第三十条第三項中「児童相談所、福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所」に改める。
 第三十三条の四第一号及び第三十三条の五中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号」に改める。
 第三十三条の六中「児童の」を「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及び第三十三条の八において「児童等」という。)」に改める。
 第三十三条の七中「児童に」を「児童等に」に改める。
 第三十三条の八中「児童の」を「児童等の」に改める。

第五十六条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に改め、同条第八項中「第四項若しくは第五項」を「第五項若しくは第六項」に改め、同条第九項及び第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。
 第五十九条の四第一項中「中核市」という。)の下に「並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)」を加え、「政令の」を「政令で」に、「又は中核市」を「若しくは中核市又は児童相談所設置市」に改め、同条に次の二項を加える。
 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができ。
 この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。
 第六十一条の三中「又は第二十一条の三十」を「第二十一条の三十又は第二十五条の五」に改める。
 附 則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中児童福祉法第十二条の二の改正規定、同法第三十七条の改正規定(「保健上」の下に「安定した生活環境の確保」を加える部分)及び「おおむね二歳未満の」を削る部分に限る。及び同法第四十一条の改正規定(乳児を除いて、保護者のない児童を「保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)」に改める部分に限る。)
 - 二 第一条中児童福祉法第三十四条及び第六十条の改正規定並びに附則第五条の規定(児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本国について効力を生ずる日)
 - 三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。))並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十条(次号に掲げる改正規定を除く。))の規定(平成十七年四月一日)
 - 四 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十六条の改正規定(平成十八年四月一日)
- (保護受託者に関する経過措置)
 第二条 都道府県は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧法」という。)第二十七条第一項第三号の規定により保護受託者に委託されている児童については、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定にかかわらず、旧法第二十七条第五項又は第六項の規定によりその児童について定めた委託の期間が満了するま

での間は、従前の例により引き続き当該保護受託者に委託する措置を採ることができる。

(児童福祉司に関する経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第二条の規定による改正後の児童福祉法第十三条第二項の規定により任用された児童福祉司とみなす。(家庭裁判所の承認を得て採る措置に関する経過措置)

第四条 平成十六年三月三十一日以前に第二条の規定による改正前の児童福祉法第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採られた措置であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に採られているものについては、平成十六年四月一日に当該措置が採られたものとみなして、第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十八条第二項から第六項までの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(少年法及び少年院法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第十一条第一項」を「第十二条の三第二項第四号」に改める。
一 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項
二 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第十三条第二項

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号中「同号に規定する里親」を「同法第六条の三に規定する里親」に改める。
(児童扶養手当法の一部改正)
第八条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項第五号中「第二十七条第一項第三号」を「第六条の三」に改める。
(所得税法の一部改正)
第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号中「同号に規定する里親」を「同法第六条の三(定義)に規定する里親」に改める。
第十条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。
第七条中「児童相談所又は福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所」に改める。
第八条中「第二十五条の二第一号」を「第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号」に改める。
第十六条中「中核市」という。の下に「並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市」を加え、「又は中核市」を「若しくは中核市又は児童相談所設置市」に改める。

理 由

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談所及び市町村の役割並びに児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずるほか、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結及び保育料の収納事務の私人への委託を行うために必要な規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十九回国会閣法第三四号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるように児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 市町村は、児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うものとし、都道府県又はその設置する児童相談所は、市町村に対し必要な援助を行うとともに、児童に関する相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応ずるものとする。また、地方公共団体は、児童に関する情報交換等を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができるものとする。
- 2 安定した生活環境の確保等の理由により特に必要がある場合には、乳児院に幼児を、児

童養護施設に乳児を入所させることができるものとする。また、里親の定義規定を設けるとともに、受託中の児童に対する里親の権限を明確化すること。

3 家庭裁判所の承認を得て都道府県が行う児童福祉施設への入所措置の期間は二年を超えてはならないものとし、当該措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができるものとする。

4 家庭裁判所は、3の措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、当該申立てに係る保護者に対する指導の措置に関し報告及び意見を求めることができるものとする。同時に、当該承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導の措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導の措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができるものとする。

5 都道府県は、慢性疾患にかかっている児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法等に関する研究に資する医療の給付を行うことができるものとし、国は、都道府県が支弁する当該給付に要する費用を補助することができるものとする。

6 都道府県又は市町村の長は、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人に委託することができるものとする。

7 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノ」に関する児童の権利に関する条約の選択議定書を締結するため、児童の心身に有害な影響を与える目的をもって、これを自己の支配下に置く行為等について、国外犯処罰規定を整備すること。

8 この法律は、一部の事項を除き、平成十六年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付を創設する等の措置を講じることは、時宜に適合するものと認めるが、市町村がこの法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質向上のための措置、児童福祉施設への入所措置の更新について当該児童の保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断すること及び平成十六年十月一日を施行期日としている児童自立生活援助事業における就業の支援等に関する規定等の施行期日について、修正する必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本修正は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案により行われたものである。

また、本案に対し、日本共産党の提案により、慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付について、当該疾患の状態の程度にかかわらず行うこと等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して尾辻厚生労働大臣から、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十六年度一般会計予算(厚生労働省所管)において、約百二十七億円が計上されている。

右報告する。

平成十六年十一月十日

厚生労働委員長 鴨下 一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十一条の九」を「第二十一条の九の二」に改める。

第六条の二第二十一項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第七項」に改め、「生活指導」の下に

「並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条の三 この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。

第八条第一項及び第七項中「第二十七条第八項」を「第二十七条第六項」に改める。

第十二条の二第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

第二章第一節に次の一条を加える。

第二十一条の九の二 都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(政令で定めるものに限る。)であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第二十五条中「保護者のない児童又は保護者

に監護させることが不適当であると認める児童」を「要保護児童」に改める。

第二十七条第一項第三号中「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が、適当と認める者をいう。以下同じ。若しくは保護受託者(保護者でない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預かり、又は自己の下に通わせて、保護し、その性能に応じ、自立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第七項中「若しくは」を、「又は」に、「変更し、又は前項の措置を採る」を「変更する」に改め、同条第八項中「第一項第二号」を「又は第一項第二号」に改め、「又は第六項の措置を採る場合」を削り、同条第九項中「生活指導」の下に「並びに就業の支援」を加え、同条第五項及び第六項を削る。

第二十七条の二第二項中「第八項」を「第六項」に改める。

第三十条の二中、「保護受託者」を削る。

第三十一条第二項中「児童養護施設」を「里親に委託され、又は児童養護施設」に、「又は」を「若しくは」に改め、「引き続き」の下に「同号の規定による委託を継続し、又は」を加え、同条

第四項中「第二十七條第九項」を「第二十七條第七項」に改め、同條第五項中「第九項」を「第七項」に改める。

第三十二條第一項、第三十三條の四第一号及び第三十三條の五中「第九項」を「第七項」に改める。

第三十四條第一項第九号中「児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正當な雇用關係に基づくものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、」を削る。

第三十四條の六中「第九項」を「第七項」に改める。

第三十七條中「保健上」の下に、「安定した生活環境の確保」を加え、「おおむね二歳未満の」を削り、「養育する」を「養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第三十八條中「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十一條中「乳児を除いて、保護者のない児童」を「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）」に、「その自立を支援する」を「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う」に改める。

第四十三條の五中「治す」を「治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十四條中「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十五條第一項中、「里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護」を「並びに里親の行う養育」に改め、同條第二項中「並びに里親及び保護受託者」を「及び里親」に改める。

第四十六條第一項中、「里親及び保護受託者」を「及び里親」に改める。

第四十七條第二項中「児童福祉施設の長」の下に「又は里親」を、「入所中」の下に「又は受託中」を加える。

第四十八條中「児童自立支援施設の長」の下に「並びに里親」を、「入所中」の下に「又は受託中」を加える。

第五十條第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十一條の九の二の事業の実施に要する費用

第五十條第七号中「保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。」を削る。

第五十三條中「第三号まで」の下に、「第五号の二」を加える。

第五十三條の二中「国庫は」の下に、「第五十條第五号の二の費用」を加える。

第五十六條第二項中「から第六号まで」を

「第六号」に改め、同條第四項中「給付」の下に「又は第二十一條の九の二に規定する医療の給付」を、「指定育成医療機関」の下に「又は同条に規定する医療の給付を行う医療機関（第六項において「指定育成医療機関等」という。）」を加え、同條第六項中「指定育成医療機関」を「指定育成医療機関等」に改め、同條第八項中「前項」を「第七項」に改め、同條第七項の次に次の一項を加える。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第四項若しくは第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に對し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第六十條に次の一項を加える。

第二項（第三十四條第一項第七号及び第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。）の罪は、刑法第四條の二の例に従う。

第二條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第十條」を「第九條」に、「児童福祉司（第十一條—第十一條の三）」を「実施機関（第十條—第十二條の六）」に、「児童委員（第十二條—第十四條）」を「児童福祉司（第十三條—第十五條）」に、「児童相談所、福祉事務所及び保健所

（第十五條—第十八條の三）」を「児童委員（第十六條—第十八條の三）」に改める。

第一章第五節を削る。

第一章第四節中第十四條を第十八條の三とし、第十三條の二を第十八條の二とし、第十三條を第十八條とする。

第十二條の二第一項第四号中「社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）」を「福祉事務所」に改める。

第十二條の二を第十七條とし、第十二條を第十六條とする。

第一章第四節を第一章第五節とする。

第一章第三節中第十一條の三を第十五條とする。

第十一條の二第一項中「前條第二項」を「前條第三項」に改め、同條を第十四條とする。

第十一條第一項中「都道府県は、児童相談所に「技術職員」とし、」に、「技術職員であつて」を「技術職員とし、」に、「ものの中から任用した児童の福祉に関する事務をつかさどるもの（以下「児童福祉司」という。）」を置かなければならぬを「者のうちから、任用しなければならぬ」に改め、同項第二号中「昭和二十二年法律第二十六号」及び「大正七年勅令第三百八十八号」を削り、「卒業した者」の下に「であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したも

の」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

第十一条を第十三条とする。

第一章第三節を第一章第四節とする。

第十条を次のように改める。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他のからの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員

の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第十条の次に次の七条を加える。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定を行うこと。

二 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必

要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務を行うものとする。

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務(前条第一項第二号ロに掲げる業務を除く。)を行うことができる。

児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。

第十二条の二 児童相談所には、所長及び所員を置く。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定する業務をつかさどる。

児童相談所には、第一項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

三 社会福祉士

四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行うものとする。

一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に關し、必要な助言を与えること。

児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に對し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

第十条の前に次の節名を付する。

第三節 実施機関

第一章第一節に次の一条を加える。

第二十一条の九の二 都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者政令で定めるものに限る。であつて、当該疾患の状態が当該疾患に厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るた

め、当該疾患の治療方法に關する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第二十一条の二十九第一項中「養育」の下に「の状況、当該児童を加える。

第二十二條第三項及び第二十三條第四項中「第二十五條の二第三号」を「第二十五條の七第二項第三号、第二十五條の八第三号」に改める。

第二十四條第四項中「第二十五條の二第三号」を「第二十五條の八第三号」に改める。

第二十五條中「福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所」に改める。

第二十五條の二中「福祉事務所長は、前条を「都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五條」に改め、「通告又は」の下に「前条第二項第二号若しくは」を加え、同条第二号中「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九條第四項に規定する」及び「(第二十七條第一項第二号において「知的障害者福祉司」という。)」を削り、同条を第二十五條の八とし、同条の前に次の六條を加える。

第二十五條の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に關連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」とい

う。)を置くことができる。

協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に關する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に關する協議を行うものとする。

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

要保護児童対策調整機関は、協議会に關する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じ、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五條の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第二十五條の四 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五條の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二號に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五條の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五條の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五條の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五條の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七條の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める

者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第四項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 二次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十六条第一項中「通告を受けた児童」の下に、「第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号」を加え、同項第三号中「前条第二号」を「第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号」に改める。

第二十八条第二項中「前項の承認」を「第一項及び前項の承認(以下「措置に関する承認」という。)」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、○当該措置に係る保護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。)の効果等に照らし、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

第二十八条に次の三項を加える。

都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることがができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第二十七条第一項第二号の措置(以下この条において「指導措置」という。)に関し報告及び意見を

を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

第三十条第三項中「児童相談所、福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所」に改める。

第三十三条の四第一号及び第三十三条の五中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号」に改める。

第三十三条の六中「児童の」を「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及び第三十三条の八において「児童等」という。)」に改める。

第三十三条の七中「児童に」を「児童等に」に改める。

第三十三条の八中「児童の」を「児童等の」に改める。

第五十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十一条の九の二の事業の実施に要する費用

第五十三条中「第三号までの下に、「第五号の二」を加える。

第五十三条の二中「国庫」の下に、「第五十条第五号の二の費用」を加える。

第五十六条第四項中「給付」を「第七項」に改め、同条第七項中「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に改め、同条第八項中「第四項若しくは第五項」を「第五項若しくは第六項」に改め、同条第九項及び第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限る。政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

第五十九条の四第一項中「中核市」という。の下に「並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)」を加え、「政令の」を「政令で」、「又は中核市」を「若しくは中核市又は児童相談所設置市」に改め、同条に次の二項を加える。

都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができ。

この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の三中「又は第二十一条の三十」を「第二十一条の三十又は第二十五条の五」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中児童福祉法第十二条の二の改正規定、同法第三十七条の改正規定(「保健上の下に」安定した生活環境の確保を加える部分及び「おおむね二歳未満の」を削る部分に限る。)及び同法第四十一条の改正規定(「乳児を除いて、保護者のない児童」を「保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)」に改める部分に限る。) 公布の日
- 二 第一条中児童福祉法第三十四条及び第六十条の改正規定並びに附則第五条の規定 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本国について効力を生ずる日
- 三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成十七年四月一日
- 四 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十六条の改正規定 平成十八年四月一日

(別紙)

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 児童福祉司等専門職員の資質の向上と配置基準の見直し等を行うなど児童相談所及び市町村の体制の拡充を図ること。
- 二 子どもたちに良好な家庭的環境を与えるために、職員の拡充、施設のホーム化等児童養護施設の改善に取り組むこと。
- 三 児童福祉に関する家庭裁判所の機能の強化に向けての取り組みを進めること。
- 四 保護者に指導措置を受けさせるための勧告が、実際にどのように機能したのかを検証すること。また、指導措置の内容について専門的・学術的観点からの研究をさらに進めること。
- 五 国及び地方自治体における関係機関の連携強化を図るとともに、民間団体、NPOとの一層の連携を図ること。
- 六 里親制度を発展させるための支援を強化すること。また、虐待を受けた者に対して適切かつ多様な支援を行うために、自立援助ホームの充実強化に取り組むこと。
- 七 保護者への指導・支援のあり方、虐待事件の検証結果などが地方自治体にきちんと周知徹底されるよう連携・指導に努めること。
- 八 小児慢性特定疾患については、子どもに治療

を受けさせながら生計を立てているという保護者の立場を理解しつつ、子どもに対して最適な医療を提供するという制度の趣旨を踏まえ、制度のあり方等について検討を続けるとともに、手続きなどの負担をできる限り軽減すること。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案

右 国会に提出する。
平成十六年十月十二日
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

- 目次
- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条―第十六条)
- 第三章 業務等(第十七条―第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条―第二十八条)
- 第五章 罰則(第二十九条―第三十一条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第

四号に規定する原子炉をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「使用済燃料」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質をいう。

4 この法律において「核燃料サイクル」とは、使用済燃料を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有効に利用するために必要な一連の行為の体系をいう。

5 この法律において「高速増殖炉」とは、原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものであって、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消費する量に対する比率が一を超えるものをいう。

6 この法律において「核燃料物質の再処理」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「高レベル放射性廃棄物」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物(固化化したものを含む)をいう。

(名称)
第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第

官 報 (号 外)

一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本原子力研究開発機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構

(以下「機構」という。)は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効果的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第二条第八項及び第九項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあつては、土地等)を示すものとする。

(出資証券)

第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(名称の使用制限)

第九条 機構でない者は、日本原子力研究開発機

構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十一条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれていたときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていたときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事長の任命)

第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(役員任期)

第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標(第二十三条において「中期目標」という。)が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十四条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な

利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。

(役員及び職員)の秘密保持義務

第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 二 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究

ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究

ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究

二 ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究

四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

五 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。

六 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

七 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの

者の核原料物質(原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。)、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができる。

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。)まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十九条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

できる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、その残金の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券)

第二十条 機構は、第十七条第一項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本原子力研究開発機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 雑則

(中期目標に関する原子力委員会の意見の聴取)

第二十三条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十四条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産のうち、第十八条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

(主務大臣等)

第二十五条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

二 第六条、第十九条、第二十条及び第二十二條並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条(第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

三 第十七条に規定する業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

2 経済産業大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

3 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

第二十六条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項及び第四十四条第一項並びに第四十八条第二項(前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)の規定
二 前条第一項第四号に規定する業務に関する

通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第二十七条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項、第二十条第一項若しくは第五項又は第二十二條第一項の規定による認可をしようとするとき。
二 第十九條第一項の規定による承認をしようとするとき。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第五章 罰則

第二十九条 第十五條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第三十一条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(日本原子力研究所の解散等)

第二条 日本原子力研究所(以下「旧研究所」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に必要事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時にいて機構及び独立行政法人理化学研究所(以下「理化学研究所」という。)が承継する。

2 機構の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、機構及び理化学研究所がその業務を確実

に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 機構 旧研究所が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの
二 理化学研究所 附則第二十七条の規定による改正前の特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第五条に規定する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、旧研究所が、政令で定める基準に従って作成して文部科学大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 旧研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

7 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び理化学研究所が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

8 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国並

びに同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構及び理化学研究所が承継する資産の価額の合計額から機構及び理化学研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対して得た額は、当該政府以外の者から機構に対して得た額に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

9 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

10 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

11 第一項の規定により理化学研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い理化学研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から理化学研究所に対し出資されたものとする。

12 第八項、第九項及び前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

13 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

14 旧研究所が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

15 第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(核燃料サイクル開発機構の解散等)

第三条 核燃料サイクル開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ

の他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額(当該差し引いた額が旧機構の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額)に、旧機構に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものと

する。この場合において、文部科学大臣及び経済産業大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

8 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

9 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

11 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けべき機構の出資証券の上に存在する。

12 旧機構の解散については、附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号。以下「旧機構法」という。)第四十三条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

13 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧機構法第三十四条第一項の規定による旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧機構法第三十五条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。(持分の払戻し)

第五条 附則第二条第八項及び第三条第六項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならぬ。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長となるべき者の指名の際の原子力委員会の意見の聴取)

第六条 第十二条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者の指名について準用する。

(理事長の任期の特例)

第七条 通則法第十四条第二項の規定により機構

の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十三条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(業務の特例)

第八条 機構は、当分の間、第十七条に規定する業務のほか、旧機構法附則第十条第二項の規定により旧機構が当分の間行うものとされた業務を行うものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に關する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。）」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一

項及び第二項に規定する業務」と、第二十五条第一項第四号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に日本原子力研究開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止)

第十条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
- 二 核燃料サイクル開発機構法

(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本原子力研究所法(第十二条及び第十九条を除く。)又は旧機構法(第十三条及び第二十三条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 附則第十条の規定の施行前にした行為並びに附則第二条第七項及び第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第十条の規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三十三号を次のように改める。

- 三十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第 号)第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

第三十三条第三十四号を削り、第三十四号の二を第三十四号とし、第三十四号の三を第三十四号の二とする。

(原子力基本法の一部改正)

第十五条 原子力基本法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構)

第七条 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等は、第二条に規定する基本方針に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構において行うものとする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中、「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第十七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出しを「(事業の指定)」に改め、同条第一項中「核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)」以外の者で「を削り、」するものを「する者」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第四十四条の二の見出しを「(指定の基準)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「又は同条第三項の承認」を削り、「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条の四の見出しを「(変更の許可及び届出)」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「又は第三項の承認」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十五条第一項中「(再処理の事業を行う場合における核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、以下同じ。)」を削り、同条第三項第一号中「同条第三項若しくは前条第三項の承認を受けたところ、同条第一項」を「前条第一項」に改め、「若しくは第四項」を削る。

第四十六条の五第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第七十一条第六項中「若しくは第三項」を削り、同条第八項中「第四十四条の四第二項若しくは第四項」を「第四十四条の四第二項」に改める。

第七十五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十七条中「二」を「いずれかに」に改め、第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二と

官 報 (号 外)

し、第七号の四を第七号の三とする。

第七十八條第十七号中「又は第三項」及び「又は承認」を削り、「これらの規定による」を「同項の」に改める。

第八十一条第一号中「第七号の四」を「第七号の三」に改める。

第八十三条中「若しくは第四項」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定の施行の際現に旧機構が同条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第三項において「旧原子炉等規制法」という。)第四十四条第三項の承認を受けている再処理施設において行われる再処理の事業については、次項の規定により機構に係る通則法第十五条第一項の設立委員(次項において「設立委員」という。)が提出する書類に記載されたところにより、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「新原子炉等規制法」という。)第四十四条第一項の指定があつたものとみなして、新原子炉等規制法の規定を適用する。

2 設立委員は、前項の規定の適用を受ける再処理の事業について、新原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、前条の規定の施行の日

前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前条の規定の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十四条の四第三項の規定による承認についてされている申請については、新原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十九条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「許可」の下に「規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する」を加え、第二号、第二号の二、第二号の四及び第三号において同じを削り、「同法」を「規制法」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第三号中「許可」の下に「(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号の四中「許可」の下に「規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号の二中「許可」の下に「規制法

第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「許可」の下に「(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とする。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第二十条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一号の二」を「第二号」に改める。
(行政事件訴訟法の一部改正)

第二十一条 (行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表核燃料サイクル開発機構の項及び日本原子力研究所の項を削る。
(所得税法の一部改正)

第二十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表核燃料サイクル開発機構の項を削る。
(法人税法の一部改正)

第二十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表核燃料サイクル開発機構の項を削る。

(電源開発促進対策特別会計法の一部改正)

第二十四条 電源開発促進対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号口中「核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改め、「限る。」の下に「又は交付金の交付」を加える。

第三条の二中「第十九条第三項」の下に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第 号)第十九条第三項」を加え、「及びハ」を「からハまで」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十五条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表核燃料サイクル開発機構の項を削る。
(地価税法の一部改正)

第二十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中、「公益法人等又は別表第一第二十五号に規定する法人」を「又は公益法人等」に改める。

別表第一第二十五号を削る。
別表第二第三号中「事業の指定等」を「事業の指定」に改める。
(特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正)

第二十七条 特定放射光施設の共用の促進に関する

る法律の一部を次のように改正する。

目次中「日本原子力研究所及び理化学研究所の業務」を「理化学研究所の業務(第五条―第七条)」に改め、「第一節 日本原子力研究所の業務(第五条―第七条)」及び「第二節 理化学研究所の業務(第八条―第十条)」を削り、「第十一―第二十五条」を「第八条―第二十二」に、「第二十六条―第二十八条」を「第二十三条―第二十四条」に、「第二十九条―第三十条」を「第十五条―第二十六条」に改める。
第二条第一項及び第三項中「日本原子力研究所及び」を削る。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 理化学研究所の業務
第三章第一節を削る。
第三章第二節の節名を削る。
第八条第一号中「(第五条第一号に掲げる業務に係るものを除く。)」を削り、同条第二号中「(第五条第二号に掲げる業務に係るものを除く。)」を削り、第三章中同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(実施計画)
第六条 理化学研究所は、文部科学省令で定めるところにより、前条に規定する業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の実施計画は、基本方針の内容に即し

て定めなければならない。

第九条を削る。
第十条中「(第八条を「第五条」に改め、同条を第七条とする。)
第四章中第十一条を第八条とする。
第十二条第六号中「日本原子力研究所又は」を削り、同条を第九条とする。
第十三条中「(第十一条を「第八条第一項」に改め、「日本原子力研究所は第五条に規定する業務(共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれらに附帯するものを除く。))の全部又は一部を」を削り、「(第八条を「第五条」に改め、同条を第十条とする。)
第十四条中「(日本原子力研究所)」を「(理化学研究所)」に改め、同条を第十一条とする。
第十五条を第十二条とする。
第十六条第一項中「(第十二条第二号)」を「(第九条第二号)」に改め、同条を第十三条とする。
第十七条を第十四条とし、第十八条から第二十条までを三条ずつ繰り上げる。
第二十一条第二項中「(第十六条第一項)」を「(第十三条第一項)」に改め、同条を第十八条とする。
第二十二条を第十九条とし、第二十三条を第二十条とする。
第二十四条中「(第十二条を「第九条」に改め、同条を第二十一条とする。)
第二十五条第一項中「(第十一条を「第

八条第一項」に、「第十二条」を「第九条」に改め、同項第三号中「(第十六条第一項)」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「(第十二条を「第九条」に改め、同条を第二十二」とする。
第二十六条の見出し中「(日本原子力研究所)」を削り、同条中「(日本原子力研究所)」を削り、「(第八条及び第十二条を「及び第九条」に改め、第五章中同条を第二十三」とする。
第二十七条を削る。
第二十八条第一号中「(第十六条第一項又は第十七条第一項)」を「(第十三条第一項又は第十四条第一項)」に改め、同条第二号中「(第十六条第三項、第十七条又は第二十条)」を「(第十三条第三項、第十四条又は第十七条)」に改め、同条第三号中「(第十七条第二項)」を「(第十四条第二項)」に改め、同条を第二十四」とする。
第二十九条中「(第二十三條第一項)」を「(第二十条第一項)」に改め、第六章中同条を第二十五」とする。
第三十条を第二十六」とする。
(原子力災害対策特別措置法の一部改正)
第二十八条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号イ中「許可」の下に「(規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、「(ものを「許可」に改め、同号ハ中「許可」の下に「(規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、同号ニ中「指定」の下に「(規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、「(同条第三項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。)」を削り、同号ホ中「許可」の下に「(規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、同号ヘ中「許可」の下に「(規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)」を加え、「(同法」を「(規制法」に改める。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第二十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一「核燃料サイクル開発機構」の項及び「日本原子力研究所」の項を削る。
(独立行政法人理化学研究所法の一部改正)
第三十条 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第八条」を「第五条」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第三十一条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表核燃料サイクル開発機構の項及び日本原子力研究所の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧研究所又は旧機構が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧研究所又は旧機構の役員又は職員であつた者

二 旧研究所又は旧機構から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知

り得た旧研究所又は旧機構が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

理 由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次

のとおりである。

1 機構の目的

機構は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉等の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術等の開発を行い、もつて人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とすること。

2 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができるものとする。

3 主な業務

- (一) 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究を行うこと。
(二) 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
(1) 高速増殖炉の開発及びこれに必要な核燃料物質の開発等を行うこと。
(2) 核燃料物質の再処理及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発等を行うこと。
(三) 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

四 国等の委託を受けて、核原料物質、核燃料物質等の貯蔵等の業務を行うことができるものとする。

4 雑則

(一) 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならぬものとする。

(二) 主務大臣は、3の(二)の業務等に関する事項については文部科学大臣及び経済産業大臣、それ以外のものに関する事項については文部科学大臣とするとともに、主務省は、文部科学省とすること。
5 施行期日等
(一) この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。
(二) 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構は、機構の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、機構及び独立行政法人理化学研究所が承継すること。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その措置は妥当なものとして認め、可決

すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十六年十一月十日

文部科学委員長 斉藤 鉄夫

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案
に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 独立行政法人日本原子力研究開発機構への移行に当たっては、自律的・効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二 独立行政法人日本原子力研究開発機構における研究開発が適切かつ十分に行われ、我が国の原子力施策の立案・実施に資するよう、必要な措置を講ずること。特に、中期目標及び中期計画の作成及び認可に際しては、原子力委員会の策定する長期計画との整合性の確保を図り、我が国の原子力施策が総合的、計画的かつ安定的に進められるよう努めること。

三 業績評価等を行うに当たっては、独立行政法人日本原子力研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について

て継続的に見直し、改善を行うこと。

四 独立行政法人日本原子力研究開発機構は、原子力基本法に定める平和の目的、安全の確保及び民主・自主・公開の基本方針を十分尊重して原子力に関する研究開発を実施すること。また、技術力の水準が保たれ、研究開発の成果が十分に得られるよう、自律的かつ創造的な研究開発環境の確保に努めること。

五 独立行政法人日本原子力研究開発機構の運営に当たっては、透明性の確保に留意し、情報公開の徹底に努めること。その際、研究開発の成果の公開のための適切な基準を作成するとともに、役職員の守秘義務が濫用されたりすることのないよう十分配慮すること。

六 理事長の選任においては、原子力に関する分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員を選任についても同様とすること。

七 独立行政法人日本原子力研究開発機構は、多岐にわたる原子力に関する研究開発の均衡ないし重点化を適正に図り、研究資源の効果的な活用に努めること。また、原子力分野の人材の養成にも配慮し、大学や民間企業との連携の推進に努めること。

八 独立行政法人日本原子力研究開発機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。

九 原子力に関する施策は、我が国のエネルギー政策や科学技術振興等の見地から重要な意義を有することにかんがみ、その適切な推進に努めるとともに、国民的議論の継続による合意形成、安全審査機能の強化・拡充、立地地域からの信頼の確保、実効性の高い防災体制の整備等に引き続き努めること。その際、原子力委員会や原子力安全委員会は、多様な国民の意見や要望等を十分反映して、企画・審議等を行うこと。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十六年十一月十一日

提出者

議院運営委員長 川崎 二郎

国立国会図書館法の一部を改正する法律

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十章の章名を次のように改める。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、

「同項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項の項番号を削る。

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。
次に掲げる法人により又はこれらの法人の

ため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第一百十号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつて

は三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規定する港務局
- 二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社
- 三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社
- 四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和

四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。
 第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第二十四条第二項中」を「同条第三項中」に改め、同項及び同条第三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。
 第二十五条の二第二項の項番号を削る。
 附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二十四条関係)

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)

別表第二(第二十四条の二関係)

国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条 国立国会図書館法の一部を次のように改正する。

別表第一 日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
------------	-----------------------

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

第三条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)の施行の日の前日までの間に
おけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第二十四条第二項の規定の
適用については、新法別表第一中

法律第百五十六号)

とあるのは

住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和 三十五年法律百五十六号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和 三十五年法律百五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法
首都高速道路公団	首都高速道路公団法

二十五号法律百五十六号)

と、

日本中央競馬会	日本中央競馬会法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法

(昭和二十九年法律第二百五号)

とあるのは

日本中央競馬会	日本中央競馬会
日本道路公団	日本道路公団
日本道路公団	日本道路公団

競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
公団法(昭和三十一年法律第六号)

と、

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫

業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

とあるのは

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)

とする。

本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)

第四条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の施行の日(平成十八年四月一日)の前日までの間における新法第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中

日本郵政公社

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

と

あるのは、

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)

とする。

理 由

国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適確に行うため、独立行政法人、地方独立行政法人等に国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
二二〇円 二二〇円
(二二〇円)